

乳児一般健康診査委託実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施する乳児の健康診査の一層の徹底を図るため、4か月児一般健康診査（以下「健康診査」という。）について、医療機関に委託することにより、乳児の健やかな成長及び保健管理の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく健康診査の対象者は、姫路市に住所を有する満4か月の乳児（以下「対象者」という。）とする。

(健康診査の実施)

第3条 対象者に対する健康診査は、市長が健康診査の実施を委託した医療機関（以下「医療機関」という。）が実施する。

2 健康診査は、対象者1人につき1回とする。

3 健康診査の内容は、次に掲げるものとし、4か月児健康診査票・受診券（以下「健診票」という。）に基づき行うものとする。

(1) 問診及び診察

(2) 身体計測

(3) 子育て相談・保健指導

(受診手続等)

第4条 対象者が、健康診査を受診する場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 保健所長は、対象者の保護者に対して、受診期日を記載した健診票を受診期日の属する月の前月までに送付するものとする。

(2) 対象者は、医療機関へ健診票を持参の上、受診するものとする。

(3) 医療機関は、健診票を提出した対象者に対して健康診査を実施する。

(費用)

第5条 健康診査に要した費用は、市の負担とする。

(実施報告及び費用の請求)

第6条 医療機関は、各月分ごとに市の指定する実施報告書兼請求書を作成し、健診票を添付して、健康診査を実施した日の属する月の翌月の13日までに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の実施報告書兼請求書の提出を受けた場合は、速やかに健康診査の完了を確認するとともに、請求の内容を審査し、適性と認めたときは、医療機関が指定する口座に委託料を振り込むものとする。

(事後対応)

第7条 健康診査の結果により、保健所長は対象者の保護者に対し、必要に応じて訪問指導等事後対応の徹底を図るものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の様式第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる健康診査にかかる費用の請求について適用し、同日前に行われた健康診査に係る費用の請求については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。